

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月3日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年12月20日から平成20年1月15日まで縦覧に供する。

平成19年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 内間地区	高松市産業部土地改良課
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 上所出晴地区	〃
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 雪元東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小三地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北堀江地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮ノ原地区	〃